2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 菊池郡菊陽町大字久保田 2523 番地 坂本 三憲

熊本県公告第 279 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 15 年 4 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホームプラザナフコ大津店

熊本県菊池郡大津町吹田八追 1201-1 ほか

2 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 変更前 開店時刻午前8時30分 閉店時刻午後8時 変更後 開店時刻午前7時 閉店時刻午後9時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯変更前 午前8時から午後8時30分まで変更後 午前6時30分から午後9時30分まで
- 3 変更する年月日

平成 15 年 4 月 1 日

- 4 変更に係る事項以外の届出事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ナフコ
  - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3.500 平方メートル
  - (3) 駐車場の収容台数 103台
  - (4) 駐輪場の収容台数

なし

- (5) 荷さばき施設の面積 106 平方メートル
- (6) 廃棄物等の保管施設の容量 74 立法メートル
- (7) 駐車場の自動車の出入口の数 10か所
- (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前9時から午後5時まで
- 5 届出年月日

平成 15 年 3 月 31 日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間 熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局振興調整室 平成15年4月18日から平成15年8月17日まで

熊本県公告第280号

宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 65 条第 2 項の規定による行政処分について、同法第 70 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 15 年 4 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 被処分者

商 号 有限会社コスモホーム 代表者氏名 代表取締役 齋藤 和之 事務所所在地 熊本県熊本市八景水谷 1-22-12 免許証番号 熊本県知事 (5)第 2812 号 免許年月日 平成 14 年 2 月 22 日

2 処分年月日

平成 15 年 4 月 11 日

3 処分内容

業務の全部停止1月

4 適用条項

宅地建物取引業法第65条第2項

## 熊本県公告第 281 号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)の規定による行政処分について、同法第